

「フロン類の引取基準」

フロン類を指定引取場所に引き渡す時は、フロン類の適正かつ確実な引取りのために「引取基準」に適合する必要があります（法第二十二條）。引取基準は回収・保管・運搬の各工程において安全を確保するとともに、フロン類の漏れを防止し、フロン類回収業者の皆さまの利便性や社会的効率性を実現するため、自動車メーカー等が下記のとおり設定しています。

項目	基準の主な内容
性状	◇ 使用するポンペには、異なるガス種（CFC/HFC）を混入しないこと
荷姿	◇ 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ポンペ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと ◇ 自動車フロン類引き渡し状が大型ポンペ・専用パレットごとに添付されていること
引取方法	◇ 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと ◇ 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

「ポンペ引渡時のガイドライン」

- 高圧ガス保安法に適合した 30L 以下の大型ポンペ、または 1L ポンペを使用すること
- 大型ポンペを使用する場合は、高圧ガス保安法に定める検査期限内のポンペを使用すること

容器の種類	容量・耐圧等	検査有効期限	
		20 年未満	20 年以上
溶接容器	耐圧試験圧力（TP）3.0MPa 以下、かつ、 容量（V）25L 以下	6 年	2 年
	上記以外	5 年	
継目なし容器	すべて	5 年	

- ポンペの上限重量を超えるフロン類を充てんしないこと
- 大型ポンペを指定引取場所に引き渡す時は、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと
〔指定着払い方式で運搬する場合〕
 - ・ ポンペのバルブをしっかり密封すること
 - ・ ポンペの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
 - ・ 自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
 - ・ 運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったポンペを渡さないこと〔自社で運搬する場合〕
 - ・ フロン類が漏れることがないよう、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること
- 1リットルポンペを指定引取場所に引き渡す時は、充てん弁が確実に密封されていることを確認した上で、専用パレットに収納し引き渡すこと

※ 引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金は支払われませんのでご注意ください。

ご不明な点は「フロン類適正処理情報」をご確認ください。